

1. 外国人の政治的活動の自由—マクリーン事件

最高裁昭和 53 年 10 月 4 日大法廷判決

(1) 事案

X はアメリカ国籍保有者である。X は、昭和 44 年 5 月 10 日、出入国管理令に基づき、語学学校の英語教師として在留期間を 1 年とする上陸許可を得て日本に入国した。X は、在留期間終了後も日本において英語教育等の研究を続けたいと考え、Y（法務大臣）に対して 1 年間の在留期間の更新を申請した。しかし、Y は、X の在留期間の更新を許可しないとの処分（本件処分）を行った。Y が本件処分の理由としたのは、政治活動（ベトナム戦争に反対する市民運動組織に所属し、米国のベトナム戦争介入反対、日米安保条約反対、出入国管理法案反対等を訴えるデモや集会）への参加であった。X は本件処分の取消しを求めて出訴した。

《出入国管理令》

21 条 1 項 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

21 条 2 項 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

21 条 3 項 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

(2) 設問

Y の本件処分の憲法上の問題点を論じなさい。

(3) 判示事項

- ① 外国人のわが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利と憲法の保障の有無
- ② 出入国管理令 21 条 3 項に基づく在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由の有無の判断と法務大臣の裁量権
- ③ 出入国管理令 21 条 3 項に基づく法務大臣の在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由の有無についての判断と裁判所の審査の限界
- ④ わが国に在留する外国人と政治活動の自由に関する憲法の保障
- ⑤ 外国人に対する憲法の基本的人権の保障と在留の許否を決する国の裁量に対する拘束の有無

- ⑥ 外国人の在留期間中の憲法の保障が及ばないとはいえない政治活動を斟酌して在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由がないとした法務大臣の判断が裁量権の範囲を超え又はその濫用があつたものということとはできないとされた事例

(4) 裁判要旨

- ① 外国人は、憲法上、わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求する権利を保障されていない。
- ② 出入国管理令 21 条 3 項に基づく在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由の有無の判断は「法務大臣の裁量に任されているものであり、上陸拒否事由又は退去強制事由に準ずる事由に該当しない限り更新を不許可にすることが許されないものではない。
- ③ 裁判所は、出入国管理令 21 条 3 項に基づく法務大臣の在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由の有無の判断についてそれが違法となるかどうかを審査するにあたっては、右判断が法務大臣の裁量権の行使としてされたものであることを前提として、その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により右判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により右判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかについて審理し、それが認められる場合に限り、右判断が裁量権の範囲を超え又はその濫用があつたものとして違法であるとする事ができる。
- ④ 政治活動の自由に関する憲法の保障は、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても及ぶ。
- ⑤ 外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障すなわち、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情として斟酌されないことまでの保障を含むものではない。
- ⑥ 上告人の本件活動は、外国人の在留期間中の政治活動として直ちに憲法の保障が及ばないものであるとはいえないが、そのなかにわが国の出入国管理政策に対する非難行動あるいはわが国の基本的な外交政策を非難し日米間の友好関係に影響を及ぼすおそれがないとはいえないものが含まれており、法務大臣が右活動を斟酌して在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないと判断したとしても、裁量権の範囲を超え又はその濫用があつたものということとはできない。

(5) 答案の流れ

- 1 (1) 本件処分は、X の日本に在留する権利ないし引き続き在留することを要求する権利を侵害し、憲法 22 条 1 項に反して違憲となるのではないか。
- (2) 国際慣習法上、外国人の入国の拒否は当該国家の自由裁量により決定するもの

であって、特別の条約が存在しない限り、国家は外国人の入国を許可する義務を負わない。そうだとすると、憲法 22 条 1 項は、外国人の入国の自由を保障していないと解すべきである。そして、入国の自由が保障されない以上、在留の権利もまた、同項によって保障されているとはいえないと解する。

(3) さらに、出入国管理令は、かかる憲法の趣旨を前提として定められたものであり、同令上も在留外国人の在留期間の更新が権利として保障されているものでないことは明らかである。

(4) 以上より、本件処分は 22 条 1 項に違反しない。

2(1) 本件処分は、X が政治活動に参加したことを理由になされているところ、X の政治的表現の自由を制約し、憲法 21 条 1 項に反して違法となるのではない。

(2) まず、いかなる判断基準をもって判断すべきか。出入国管理令 21 条 3 項は、在留期間の更新事由について「相当の理由」がある場合に限ると概括的な文言で規定している。また、同条の趣旨は、法務大臣に一定の期間ごとに当該外国人の在留期間の状況、在留の必要性・相当性等を審査して在留の拒否を決定させようとするものであり、その判断に際しては、当該外国人の在留中の一切の行状、国内の政治・経済・社会等の諸事情、国際情勢、外交関係、国際礼讓など諸般の事情を斟酌しなければならず、専門技術的・公益的判断を要する。

ゆえに、同条は、更新事由の有無の判断を法務大臣の裁量に任せ、その裁量権の範囲を広範なものとする趣旨であると解される。そこで、本件処分は、法務大臣の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により右判断が全く事実の基礎を欠くか、または事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により右判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかである場合に、裁量権の逸脱・濫用があったものとして違法となると解する（行政事件訴訟法 30 条）。

(3) 次に、Y は、X の政治活動を消極的な事情として考慮して本件処分を行っているところ、上記規範に照らして、裁量権の逸脱濫用となり違法ではないか。

まず、前提として、在留期間の更新事由の判断において、法務大臣は、外国人の政治活動を、消極的な事情として考慮することできるかが問題となる。

人権の前国家的性格、憲法の国際協調主義（憲法 98 条）に鑑み、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、外国人にも人権保障が及ぶと解する。そして、政治的表現の自由は、精神的自由権であるから、原則として日本国民と同様の手厚い保障を与えられる。もっとも、国民主権原理の下、外国人に参政権は認められていないのであるから、その趣旨と矛盾すると考えられる程度に参政権的機能を果たすような政治活動の自由は、外国人には保障されないと解すべきである。したがって、外国人には、我が国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、政治的表現の自由が認められると解する。

もっとも、前述のとおり、外国人には在留の権利は憲法上保障されていないから、外国人に対する憲法の人権保障は、外国人在留制度の枠内で与えられているに過ぎないと解するのが相当である。そうだとすると、在留期間内の政治活動に対する保障と、在留期間それ自体の存否の判断に対する権利保障は憲法上区別されるのであり、在留期間中の 21 条 1 項の保障を受ける行為について、在留期間の更新の際に消極的な事情として斟酌されないことまでの保障が同項によって与えられているものと解することはできない。

よって、外国人の政治的表現の自由は、憲法上、在留期間の更新事由の判断についての法務大臣の裁量権を拘束するまでの保障が与えられているとはいえず、法務大臣は、外国人の政治活動を消極的な事情として考慮することができる。

(4) 以上を前提に、本件処分の違法性を検討する。

X の政治活動は、外国人の在留期間中の政治活動として直ちに 21 条 1 項の保障が及ばないものであるとはいえない。

もっとも、その中には、我が国の出入国管理政策に対する非難行動あるいは我が国の基本的な外交政策を非難し日米間の友好関係に影響を及ぼすおそれがないとはいえないものが含まれている。

そうだとすると、Y が、X の政治活動を日本国にとって好ましいものではないと評価し、また、X の活動から同人を将来日本国の利益を害する行為を行うおそれがあるものと認めて、「相当の理由」がないと判断したとしても、その事実の評価が明白に合理性を欠き、その判断が社会通念上著しく妥当を欠くことが明らかであるとはいえない。

(5) 以上より、本件処分は 21 条 1 項に違反せず、裁量権の逸脱濫用は認められない。

3 以上より、本件処分は違法ではない。

2. 指紋押捺制度の合憲性

最高裁平成 7 年 12 月 15 日第三小法廷判決

(1) 事案

外国人登録法 14 条は、外国人登録の申請に際して指紋の押なつを強制しており、同法 18 条 1 項 8 号は、これに違反する者に対する罰則を定めていた。

アメリカ国籍を有する X は、新規の外国人登録の申請をした際、外国人登録原票、登録証明書及び指紋原紙 2 葉に指紋の押なつをしなかったため、外国人登録法（昭和 57 年改正前）18 条 1 項 8 号に該当するとして起訴された。

《外国人登録法》

第 14 条 外国人は、第 3 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項又は第 11 条第 2 項の申請をする場合には、政令で定めるところにより、登録原票、登録証明書、登録証明書交付申請書、登録証明書引替交付申請書、登録証明書再交付申請書又は指紋原紙に、指紋を押なつしなければならない。

第 18 条 左の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役若しくは禁こ又は 3 万円以下の罰金に処する。

8 号 第 14 条の規定に違反して指紋の押なつをせず、又はこれを妨げた者

(2) 設問

外国人登録法が定める在留外国人についての指紋押なつ制度（指紋押なつ制度）の合憲性について論じなさい。

(3) 判示事項

- ① みだりに指紋の押なつを強制されない自由と憲法 13 条。
- ② 我が国に在留する外国人について指紋押なつ制度を定めた外国人登録法（昭和 57 年法律第 75 号による改正前のもの 14 条 1 項、18 条 1 項 8 号と憲法 13 条。

(4) 裁判要旨

- ① 何人も個人の私生活上の自由の一つとしてみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有し、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、憲法 13 条の趣旨に反し許されない。
- ② 我が国に在留する外国人について指紋押なつ制度を定めた外国人登録法（昭和 57 年法律第 75 号による改正前のもの）14 条 1 項、18 条 1 項 8 号は、憲法 13 条に違反しない。

(5) 答案の流れ

1 指紋押なつ制度を定めた外国人登録法（以下、「法」という。）14 条 1 項、18 条 1 項 8 号は、X のみだりに指紋の押なつを強制されない自由（以下、「本件自由」という）を侵害し、憲法 13 条後段に反して違憲となるのではないか。

2 13 条後段の保障根拠は、個人の私生活領域を保護する点にある。そして、指紋は、指先の紋様であり、それ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないが、性質上個人によって異なり、一生変わらないものであるから、採取された指紋の利用方法次第では、個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある。したがって、本件自由も、同条の保護範囲に含まれる。

3 また、人権の前国家的性格、憲法の国際協調主義（憲法 98 条）に鑑み、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、外国人にも人権保障が及ぶと

解する（権利性質説）。そして、本件自由は、私生活領域に関する自由であるから、外国人である X にも保障が及ぶ。

4 法 14 条 1 項は指紋の押なつを強制し、18 条 1 項 8 号は、これに従わない者に刑罰を課すことを定めているから、外国人登録申請の際に指紋の押なつを拒むことができず、本件自由は制約されている。

5(1) では、正当化されるか。指紋は、前述のとおり性質上個人によって異なり、一生変わらないものであるから、これを得ることができれば、個人情報へのアクセスが可能となる。したがって、指紋を収集することは個人の私生活領域に密接にかかわるため、本件自由は重要な権利であるといえる。そのため、厳しく審査をすべきであると思える。

もっとも、指紋の収集過程における私生活への影響力は限定的である。加えて、外国人の憲法の人権保障は、その在留制度の枠内で与えられているにすぎず、その制度形成は、立法府に自由な裁量を与えられている。

(2) そこで、厳格性を下げた基準を用いて判断すべきである。すなわち、LRA の基準に従い、①目的が重要で、②より制限的でない他の選びうる手段では立法目的を十分に達成できない場合には、法 14 条 1 項、18 条 1 項 8 号は合憲となると解する。

(3) 指紋押なつ制度の目的は、外国人の公正な管理である。この点、外国人によって我が国の機密情報が流出する危険性や、外国人の犯罪によって我が国の国民が害される危険性などに鑑みれば、いかなる外国人が在留しているかを管理することは国益を保護するために必須であるといえ、かかる目的は重要といえる。

また、前述のとおり、指紋は個人を特定する一助となる以上、指紋押なつ制度とかかる目的との実質的関連性は認められる。加えて、犯罪捜査などでは指紋が重要な手掛かりとなることも多いため、写真や署名のみで在留する外国人を管理することは、国益を保護する観点からは不十分といえる。よって、指紋を採取する必要性も認められる。

さらに、外国人に害されうる我が国の国益は非常に重要である一方、指紋採取は、精神的、肉体的に過度の苦痛を伴うものとまではいえず、手段は相当といえる。

(4) 以上より、指紋押なつ制度は、上記①②を満たす。

6 よって、法 14 条 1 項、18 条 1 項 8 号は、憲法 13 条に違反せず合憲である。

3. 外国人の地方参政権

最高裁平成 7 年 2 月 28 日第三小法廷判決

(1) 事案

X は、在日韓国人であり、定住外国人である。X は、居住地の選挙管理委員会に対して、公職選挙法 24 条に基づき、選挙名簿への登録を求める異議の申出をしたが、却下された。そこで、X は、定住外国人に地方公共団体の選挙権を認めない地方自治法 11 条・18 条、

公職選挙法 9 条 2 項は憲法に違反するとして、却下決定の取消しを求めて訴えを提起した。

《公職選挙法》

第 9 条 2 項 日本国民たる年齢満 20 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

《地方自治法》

第 11 条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参加する権利を有する。

第 18 条 日本国民たる年齢満 20 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

(2) 設問

地方自治法 11 条・18 条、公職選挙法 9 条 2 項の合憲性について論じなさい。

(3) 判示事項

日本国民たる住民に限り地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するものとした地方自治法 11 条、18 条、公職選挙法 9 条 2 項と憲法 15 条 1 項、93 条 2 項。

(4) 裁判要旨

日本国民たる住民に限り地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するものとした地方自治法 11 条、18 条、公職選挙法 9 条 2 項は、憲法 15 条 1 項、93 条 2 項に違反しない。

(5) 答案の流れ

1 (1) 地方自治法 11 条・18 条、公職選挙法 9 条 2 項は、X の地方公共団体における選挙権を侵害し、憲法 15 条 1 項に反して違憲ではないか。

まず、日本国籍を有しない X に、15 条 1 項の選挙権が保障されるか。同項の「国民」に定住外国人が含まれるかが問題となる。

(2) この点、人権の前国家的性格、憲法の国際協調主義（憲法 98 条）に鑑み、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、外国人にも人権保障が及ぶと解する（権利性質説）。

憲法 15 条 1 項は、国家の政治の最終的決定権が国民にあるという国民主権原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものに他ならない。そして、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び 1 条の規定に照らせば、憲法の国

民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうだとすれば、憲法 15 条 1 項は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、その保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。したがって、同項の「国民」に定住外国人は含まれない。

(3) よって、地方自治法 11 条・18 条、公職選挙法 9 条 2 項は、X の選挙権を侵害せず、憲法 15 条 1 項に反しない。

2(1) 地方自治法 11 条・18 条、公職選挙法 9 条 2 項は、X の地方公共団体における選挙権を侵害し、憲法 93 条 2 項に反して違憲ではないか。憲法 93 条 2 項の「住民」に、地方公共団体に居住する外国人が含まれるかが問題となる。

この点、前述の国民権原理及びこれに基づく憲法 15 条 1 項の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素をなすものであることをも併せて考えると、憲法 93 条 2 項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である。したがって、同項は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということとはできない。

(2) もっとも、憲法第 8 章の地方自治の趣旨は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、その地方の住民の意思を、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務に反映させるという政治形態を憲法上の制度として保障することにあると解される。そして、我が国に在留する外国人のうちでも、永住権等、我が国の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至った外国人についてはかかる趣旨が妥当する。

そこで、永住権等の外国人の意思を、その日常生活に密接な関連を有する公共的事務に反映させるべく、当該外国人に対して法律により選挙権を付与することは、憲法上禁止させているものではないと解する。

(3) しかしながら、かかる措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。よって、地方自治法 11 条・18 条、公職選挙法 9 条 2 項は、X の選挙権を侵害せず、憲法 93 条 2 項に反しない。

4. 外国人の公務就任権

最高裁平成 17 年 1 月 26 日大法廷判決

(1) 事案

地方公共団体である Y は、公務員の管理職について、公権力の行使に当たる行為を行う職と、かかる職を担うのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを含む任用制度

(本件任用制度)を採用していた。また、Yは、かかる制度を前提として、職員が管理職に昇任するための資格要件として日本の国籍を有することを定めていた。

韓国籍の特別永住権者であるXは公務員としてYに採用された。その後、Xは、日本国籍でないとの理由で課長級の管理職選考試験の受験を拒否された。そこで、Xは、受験資格の確認及び受験を拒否されたことによる精神的苦痛に対する損害賠償を求めて訴えを提起した。

なお、Xは、管理職に昇任すれば、公権力の行使に当たる行為を行うことなどを職務とする地方公務員に就任する可能性があった。

《労働基準法3条》

第3条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

(2) 設問

Yが、Xの管理職選考試験の受験を拒否したことについて、憲法上の問題点を論じなさい。

(3) 判示事項

- ① 地方公共団体が日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることと労働基準法3条、憲法14条1項。
- ② 東京都が管理職に昇任するための資格要件として日本の国籍を有することを定めた措置が労働基準法3条、憲法14条1項に違反しないとされた事例。

(4) 裁判要旨

- ① 地方公共団体が、公権力の行使に当たる行為を行うことなどを職務とする地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、労働基準法3条、憲法14条1項に違反しない。
- ② 東京都が管理職に昇任すれば公権力の行使に当たる行為を行うことなどを職務とする地方公務員に就任することがあることを当然の前提として任用管理を行う管理職の任用制度を設けていたなど判示の事情の下では、職員が管理職に昇任するための資格要件として日本の国籍を有することを定めた東京都の措置は、労働基準法3条、憲法14条1項に違反しない。(1、2につき補足意見、意見及び反対意見がある。)

(5) 答案の流れ

1 X が外国人であることを理由に管理職選考試験の受験を Y が拒否したことは、当該受験について日本国民と外国人を区別するものであり、憲法 14 条 1 項に反して違憲となるのではないか。まず、14 条 1 項の定める「平等」の意味が問題となる。

2 人は事実上さまざまな差異を持つため、それらを見做して機械的に均等に扱うことは非現実的である。そのため、「平等」とは、等しいものを等しく、等しくないものは等しくなく扱うという相対的平等を意味する。そこで、14 条 1 項は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない区別を禁止する趣旨であると解する。

3(1) では、上記区別が合理的であるかどうかをいかなる基準をもって判断すべきか。

まず、国籍は、原則として生まれた場所によって定まるものであり、変更することも手続的観点から容易ではないことに鑑みれば、本人の努力で変えることは困難といえる。

もっとも、試験を受けて就任する公務員の管理職は、受験前よりも給与があがるものの、公的資格や公的給付を受けるうえで必要となるものではないため、重要な法的地位とはいえない。

次に、地方公共団体の裁量について検討する。公務員制度をどのように構築するかは国の統治作用に重大な関係を有する。また、公務員は多種多様で、その中には外国人が就任することが民主権の原理からして憲法上許容されないものが少なくない。さらに、外国人にも就任を認めるのが妥当か否かは当該具体的職種の職務内容、人事運用の実態等により左右される。これらの事情に鑑みると、公務就任権（22 条 1 項）は、その権利の性質上、外国人に対して及ばないものと解するのが相当である¹。

したがって、本件において、X は、公務就任権について憲法上の保障を受けない。そうだとすると、地方公共団体たる Y には、管理職の任用制度について広範な裁量が認められるといえる。

(2) そこで、緩やかに審査すべきであるから、合理性の基準を採用し、㊦区別の目的が正当で、㊤区別が目的と合理的関連性を有する場合には、合理的な根拠に基づく区別であると解する。

(3) まず、日本国籍を管理職昇任の資格要件とする定めは、Y が本件任用制度を採用していることを前提としている。そして、かかる制度は、人事の適正な運用を図ることを目的としている。人事が適正に運用されることは、公務員の腐敗を防ぎ、充実した住民サービスを提供するための不可欠な要素であり、この目的は正当である（㊦）。

次に、仮に、外国人の就任の可否を個々の管理職ごとに区別する形態の任用制度を採用すると、外国籍の者については特定の管理職に就任し続けることになってしまうため、全体として人事の流動性を著しく損なう結果となる可能性がある。他方で、本件任用制

¹ 「管理職選考受験資格確認等請求事件」（憲法 1-4 金谷利廣の意見参照）

度を採用した場合には人事の適性な運用に支障が出ることはない。よって、かかる目的と本件採用制度を採用することには、合理的関連性が認められる（④）。

4 以上より、Y が、X が外国人であることを理由に管理職選考試験の受験を拒否したことは、憲法 14 条 1 項に反せず合憲である。

5. 外国人の社会保障一塩見訴訟

最高裁平成元年 3 月 2 日第一小法廷判決

(1) 事案

X は、大韓民国籍であったが、日本国籍の男性と結婚し、帰化によって日本国籍を取得した。

X が帰化する前、国民年金法（以下、「法」という。）が制定された。同法では、障害者の認定を受けた国民に対する障害年金の支給を定めていた。

X は、帰化する前に麻疹により失明していたため、日本国籍取得後、国民年金法 81 条 1 項に基づき、障害年金を請求した。しかし、法 56 条 1 項ただし書（国籍条項）は、障害認定日に日本国籍がない者には障害年金を支給しないと定めており、X は、法の定める障害認定日に大韓民国籍であったため、請求が却下された（本件処分）。

そこで、X は、本件処分の取消しを求めて争った。

≪国民年金法（昭和 56 年法律第 86 号による改正前のもの）≫

第 56 条 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において被保険者であつた者であつて、初診日の前日において次の各号のいずれかに該当したものが、廃疾認定日においてその傷病により別表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、第三十条に定める障害年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に障害年金を支給する。ただし、その者が廃疾認定日において日本国民でないときは、この限りでない。

1 号～2 号 （省略）

第 81 条 昭和十四年一月一日以前に生まれた者（昭和三十四年一月一日において二十歳をこえる者）が、昭和三十四年十一月一日以前になおつた傷病により、昭和三十四年十一月一日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。

(2) 設問

国籍条項の憲法上の問題点について論じなさい。なお、憲法 98 条 2 項については論じなくてよいものとする。

(3) 判示事項

- ① 国民年金法（昭和 56 年法律第 86 号による改正前のもの）81 条 1 項が受ける同法 56 条 1 項ただし書のいわゆる国籍条項の規定及び昭和 34 年 11 月 1 日より後に帰化によって日本国籍を取得した者に対し、同法 81 条 1 項の障害福祉年金の支給をしないことは、憲法 25 条の規定に違反するか
- ② 国民年金法（昭和 56 年法律第 86 号による改正前のもの）81 条 1 項が受ける同法 56 条 1 項ただし書のいわゆる国籍条項の規定及び昭和 34 年 11 月 1 日より後に帰化によって日本国籍を取得した者に対し、同法 81 条 1 項の障害福祉年金の支給をしないことは、憲法 14 条 1 項の規定に違反するか
- ③ 国民年金法（昭和 56 年法律第 86 号による改正前のもの）81 条 1 項が受ける同法 56 条 1 項ただし書のいわゆる国籍条項の規定は憲法 98 条 2 項に違反するか
- ④ 国民年金法施行日当時韓国籍であったが、その後日本国に帰化した者からの国民年金法（昭和 56 年法律第 86 号による改正前のもの）81 条 1 項の障害福祉年金の裁定請求につき、廃疾認定日（国民年金法施行日）当時日本国籍を有しなかったとの理由により却下した大阪府知事の処分が適法とされた事例

(4) 裁判要旨

- ① 憲法 25 条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は立法府の広い裁量にゆだねられているところ、国民年金法（昭和 56 年法律第 86 号による改正前のもの）81 条 1 項の障害福祉年金は、国民年金制度発足時の経過的な救済措置の一環として設けられた全額国庫負担の無拠出制の年金であるから、右年金の支給対象者から在留外国人を除外することは、立法府の裁量の範囲に属する事柄であり、また、右年金の給付に関し廃疾認定日である制度発足時に日本国民であることを要するものと定めることは、合理性を欠くものではなく、いずれも憲法 25 条の規定に違反するものではない。
- ② 憲法 14 条 1 項の規定は合理的理由のない差別を禁止する趣旨であるところ、国民年金法（昭和 56 年法律第 86 号による改正前のもの）81 条 1 項の障害福祉年金の給付に関して、廃疾認定日に日本国民である者となない者との間に区別を設けることには合理性があり憲法 14 条 1 項に違反するものではない。
- ③ 社会保障の最低基準に関する条約、世界人権宣言等は、我が国に対して、法的拘束力を有しないか、法的拘束力を有していてもいわゆる国籍条項を直ちに排斥するものではないから、国民年金法のいわゆる国籍条項は憲法 98 条 2 項に違反しない。

(5) 答案の流れ

1 (1) 国籍条項は、憲法 25 条に違反し違憲ではないか。まず、同条の法的拘束力の有無と関連して、同条の法的性質が問題となる。

(2) 25 条 1 項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したものであり、2 項は、国が努力すべきことを国の責務として宣言したものである。そして、生存権の内容は抽象的で不明確であるから、同項を直接の根拠として具体的権利を導くことはできない。よって、生存権は抽象的権利である。

もっとも、国民年金制度は、老齢、障害又は死亡により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止することを目的としており、憲法 25 条 2 項の規定の趣旨を実現するためのものである。したがって、国民年金法は、憲法 25 条の抽象的権利を具体化するものであるといえる。

(3) そうだとすると、同法が、憲法 25 条の趣旨に反する場合には違憲となる。そこで、国籍条項が憲法 25 条の趣旨に反するか検討する。

(4) 生存権は可能な限り最大限の作為を国家に求めるものではないため、内容・程度が未確定である。また、最低限の生活を実現するにあたっては、通常複数の手段が存在するところ、手段の選択は国の裁量にゆだねられる。

さらに、「健康で文化的な最低限度の生活」というのは極めて抽象的・相対的な概念であって、その具体的内容は、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものである。加えて、これを具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とする。

したがって、憲法 25 条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられているといえる。

(5) そこで、憲法 25 条の抽象的権利の具体化立法は、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するに適しない事柄であるというべきであると解する。

(6) まず、立法府は、国民年金制度の創設について広範な裁量を有するところ、その支給対象者の決定についても、広範な裁量を有している。また、社会保障上の施策において在留外国人をどのように扱うかは、特別の条約の存在しない限り、国は政治的判断によってこれを決定することができる。そうだとすると、限られた財源の下で福祉的給付を行うにあたり、自国民を在留外国人より優先的に扱うような条項を定めることも、裁量の範囲内であるといえる。

(6) 以上より、国籍条項を定めることは裁量の逸脱・濫用とは言えず、国籍条項は、憲法 25 条に反せず合憲である。

2(1) 国籍条項は、障害年金の受給資格について、障害認定日に日本国籍である者とそうでない者とを区別するものとして、憲法 14 条 1 項に反して違憲となるのではないか。まず、14 条 1 項の定める「平等」の意味が問題となる。

(2) 人は事実上さまざまな差異を持つため、それらを見捨て機械的に均等に扱うことは非現実的である。そのため、「平等」とは、等しいものを等しく、等しくないものは等しくなく扱うという相対的平等を意味する。そこで、14 条 1 項は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない区別を禁止する趣旨であると解する。

(3) そこで、上記区別が合理的であるかどうかをいかなる基準をもって判断すべきか。

国籍は、原則として生まれた場所によって定まるものであり、変更することも手続的観点から容易ではないことに鑑みれば、本人の努力で変えることは困難といえる。また、障害年金の受給資格は、公的給付が受けられるか否かを左右するものであり、重要な法的地位といえる。

もっとも、上述の通り、国民年金制度の創設については立法府に広範な裁量を与えられているし、在留外国人にいかなる社会保障を与えるかは国の政治的判断に任されている。

(4) よって、立法府の裁量は広範であるから、区別の合理性は緩やかに審査すべきである。そこで、合理性の基準を採用し、㊦区別の目的が正当で、㊧区別が目的と合理的関連性を有する場合には、区別は合理的であると解する。

(5) まず、国籍条項は、限られた財源の下で福祉的給付を行うにあたり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことを目的としており、正当である (㊦)。

また、国籍条項によって日本国民が優先して障害年金を得ることができるためかかる目的と国籍条項とは、合理的関連性が認められる (㊧)。

(6) 以上より、国籍条項は、憲法 14 条 1 項に反せず合憲である。